平成２２年（フ）第５１０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目１番10号
債務者　辻川　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３４号
福岡市南区老司１丁目22番37―206号
債務者　長野真由美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４１号
福岡県朝倉市甘木1489番地１プラムU205
債務者　角町　秀夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４７号
福岡県朝倉市杷木林田435番地１中山第２アパート３号
債務者　武田美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５５９号
福岡県大野城市上大利２丁目19番18号　第５オリエンタル山繁106号
債務者　青木由美子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６９号
福岡市東区水谷２丁目25番25号
債務者　安武　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７０号
福岡市博多区博多駅南５丁目８番41―102号
債務者　松山　　武
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８５号
福岡市南区弥永団地11番202号
債務者　野中　有子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９８号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　宮崎　　礼（旧姓立川）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９９号
福岡市東区香椎駅東４丁目40番16―201号
債務者　和田　祐司
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６０８号
福岡市西区今宿青木783番地１
債務者　能登　秀幸
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１９号
福岡市南区花畑２丁目37番18号
債務者　高倉　　俊
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２６号
福岡市早良区原団地93番501号
債務者　徳永　節子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２号
福岡県八女市上陽町下横山2242番地
債務者　竹下　清記
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１８３号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町31番５号　上川内住宅２号棟13号室
債務者　石走　　守
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
鹿児島県薩摩川内市平佐町128番地10
債務者　大津　和樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番37号　ガーデンハイツＡ棟102
債務者　今野　美行
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
仙台市泉区福岡字檀ノ原35番地の18
債務者　齋藤　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係